

民泊の実態調査と民泊にかかわる悪質な業者の取り締まりに関する 意見書

住宅やマンションの居室を有料で宿泊サービスに提供する「民泊」を事業として認める「民泊新法」(住宅宿泊事業法)が成立し、来年6月に施行されます。

旅館業法の許可がないままのいわゆる「違法民泊」は、深夜の騒音、マナー違反などの問題が多く起こっており、また、マンションのオートロック機能が意味をなしていない実態を生んでいます。本区にも、「違法民泊」から出たごみの問題などで、区民から通報が寄せられています。新法には、提供日数を年180日泊とすること、条例で宿泊の期間を制限できること、知事への届出の義務付け、家主不在の民泊は管理業者に委託することなどを盛り込みましたが、住民の不安解消に国は積極的に取り組む必要があります。

厚生労働省の民泊実態調査では、調査件数1万5,127件中、半数以上の7,998件が所在地を特定できていません。営業許可を受けているのは2,505件で、4,624件は無許可でした。東京などの大都市では、旅館業法の許可を受けている民泊はわずか1.8%です。また、民泊利用者が事件を起こしたり、事件に巻き込まれたりする事態も発生しています。

今必要なのは、民泊の実態の把握と、悪質な運業者や旅行業法に違反している仲介業者の厳格な取り締まりです。また、違法な物件については、仲介業者のサイトから取り消すように指導も行うべきです。

よって、墨田区議会は、国会及び政府に対し、下記事項について取り組むよう強く要望します。

記

- 1 さらなる現状に即した定期的な実態調査の実施と、業者に対する取り締まりの強化を盛り込んだ旅館業法の速やかな改正を図ること。
- 2 地方公共団体が行う施策に対して、財政措置を含めた支援策の構築を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成29年9月 日

墨田区議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣

} あて